

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間前に勤務していた会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で定期的に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録により、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 4 月 4 日に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、被保険者となった日として「昭和 60 年 4 月 16 日」被保険者でなくなった日として「昭和 60 年 10 月 28 日」との A 市による記載があり、これらの時点では、申立人は申立期間に係る保険料の納付書を入手することが可能であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に至った状況及び申立期間当時の保険料の納付場所等について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年10月5日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社B所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和47年12月1日に、資格喪失日に係る記録を48年12月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月から48年6月までは5万6,000円、同年7月から同年11月までは6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から48年12月1日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、A社B所に勤務していた当時の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚証言により、申立人がA社B所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年10月5日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、A社B所に係る厚生年金保険被保険者原票において申立人の申立期間に係る記録が存在することが判明したことから、事業主は、申立人が昭和47年12月1日に資格を取得し、48年12月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和47年12月から48年6月までは5万6,000円、同年7月から同年11月までは6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、昭和51年10月から52年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は24万円、53年1月から同年9月までは26万円、同年10月から54年9月までは28万円、同年10月から55年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年9月までは30万円、56年5月は26万円、57年6月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月1日から48年5月1日まで
② 昭和50年3月22日から57年7月31日まで

A社に一回目に勤務した昭和44年3月から48年4月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったとことを認めてほしい。

また、A社に二回目に勤務したときの申立期間②の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額と比べて低くなっている。申立期間②の標準報酬月額について、正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和 51 年 12 月から 52 年 12 月までの期間、53 年 4 月から 55 年 9 月までの期間、56 年 5 月及び 57 年 6 月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された A 社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、51 年 12 月から 52 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 24 万円、53 年 4 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 55 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 30 万円、56 年 5 月は 26 万円、57 年 6 月は 30 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和 51 年 10 月及び同年 11 月、53 年 1 月から同年 3 月までに係る標準報酬月額については、前述の給与明細書における前後の厚生年金保険料の控除の状況から、51 年 10 月及び同年 11 月は 22 万円、53 年 1 月から同年 3 月までは 26 万円であると推認できる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は「納付していた。」と回答しているものの、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、当該期間において長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 55 年 10 月の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間②のうち、昭和 50 年 3 月から 51 年 9 月までの期間、55 年 11 月から 56 年 4 月までの期間及び同年 6 月から 57 年 5 月までの期間については、給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書、賃金台帳等が保管されておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に解散している上、当時の社会保険事務担当者は「従業員の3分の1は、社会保険に加入していなかった。」と証言しており、入社後相当期間経過後に厚生年金保険に加入している複数の同僚を確認でき、そのうち一人の同僚は「健康保険証が無いと困るので、会社をお願いして社会保険の加入手続をしてもらった。」と証言していることから、同事業所においては、申立期間当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年1月及び同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、17年1月から同年9月までは24万円、同年10月から18年3月までは26万円、同年4月から19年1月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録については、平成17年7月6日は20万円、同年12月12日は25万円、18年7月7日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から19年2月1日まで
② 平成17年7月6日
③ 平成17年12月12日
④ 平成18年7月7日

A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額と比べて低くなっている。また、申立期間②、③及び④について、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、オンライン記録には、賞与に係る記録が無い。申立期間①から④までについて、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成16年1月及び同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、17年1月から同年9月までは24万円、同年10月から18年3月までは26万円、同年4月から19年1月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとしていることから、事業主は、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③及び④について、申立人から提出されたA社の給与明細書及び事業主の供述によると、申立人は、平成17年7月6日、同年12月12日及び18年7月7日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、給与明細書により確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は20万円、

申立期間③は 25 万円、申立期間④は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成16年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、17年1月から同年9月までは24万円、同年10月から18年3月までは26万円、同年4月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録については、平成17年7月6日は20万円、同年12月12日は25万円、18年7月7日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年1月1日から19年1月31日まで
② 平成17年7月6日
③ 平成17年12月12日
④ 平成18年7月7日

A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額と比べて低くなっている。また、申立期間②、③及び④について、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、オンライン記録には、賞与に係る記録が無い。申立期間①から④までについて、厚生年金保険の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成16年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは22万円、17年1月から同年9月までは24万円、同年10月から18年3月までは26万円、同年4月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとされていることから、事業主は、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③及び④について、申立人から提出されたA社の賞与明細書及び事業主の供述によると、申立人は、平成17年7月6日、同年12月12日及び18年7月7日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は20万円、申立期間③は25万円、申立期間④は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主

による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から19年9月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、銀行振込額に見合う標準報酬月額と相違している。一部ではあるが、給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録(28万円)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成8年8月1日の資格取得日から9年1月1日までは28万円と記録されていたところ、同年2月10日付けの随時改定により、同年1月1日から9万8,000円となっており、同年10月1日から19年9月1日までは定時決定により9万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、平成8年10月から同年12月までの期間については、申立人の給与明細書（平成8年11月を除く。）によると、いずれの月においても報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、28万円の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる上、申立人の預金取引明細表からも、当該期間において同一の給与振込額であることから、申立人に係る標準報酬月額を9万8,000円に随時改定させなければならない合理性は認められない。

また、オンライン記録により、A社の事業主及びその妻の平成7年10月の標準報酬月額が、遡及して8年9月11日に減額訂正されている上、

同年11月1日付け随時改定（最低等級に改定）が、9年2月10日に行われていることが確認できる。

さらに、申立人を含め当該事業所の従業員28人に係る標準報酬月額記録が、平成8年11月から9年3月までの間に随時改定が行われ、事業主及びその妻と同様に、最低等級の9万8,000円に引き下げられているが、当該改定の処理年月日は、いずれも申立人と同様、同年2月10日であることが確認できる。

加えて、当該事業所の事業主は「平成8年頃から会社の経営状態が悪く社会保険料を滞納していた。毎月、社会保険事務所の職員が来訪していた。社会保険料の減額について説明され、その職員が届書を書いた。私はプロがするのだからそれでいいのだろうと思った。」と証言しており、平成8年当時、同事業所において厚生年金保険料等の滞納があり、前述の随時改定等の処理は、滞納額の減額のために行われたものである可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年2月10日付けで行われた随時改定における処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な処理があったとは認められないことから、申立期間のうち同年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から19年9月1日までの期間については、事業主の標準報酬月額の届出内容等に不備は見当たらない上、申立人は当該期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、同僚も当該事業所から給与明細書をもらっていないと証言していることから、申立人の当該期間に係る報酬月額や保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から62年9月まで

私は、結婚するまで住み込みで働いていたことから、勤務先の社長の妻が、国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれていたと思う。結婚後は、私の妻が保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前は勤務先の社長の妻が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付し、結婚後は自身の妻が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成9年4月に母と一緒にA市役所に行き20歳まで遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月にその母親と一緒にA市役所に行き、申立期間の保険料を遡って納付したはずであると主張しているが、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間について保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は平成6年4月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料をA市役所に一緒に納付に行ったとする申立人の母親は、保険料額や納付時期等に関する記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

A村（現在は、B市）に転入した昭和59年10月に国民年金に加入し、保険料は隣組の集金により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村に転入した昭和59年10月に国民年金の加入手続を行い、保険料を隣組の集金人に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は61年12月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年8月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できるとともに、申立期間の保険料については、過年度保険料となることから、隣組の集金人に納付することができない上、B市の国民年金被保険者名簿によっても、申立期間の保険料が未納とされていることが確認できる。

また、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年5月までの期間及び59年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月及び同年5月
② 昭和59年2月から同年8月まで

父が、私の二冊の年金手帳を一冊にまとめたこと、及び納付していなかった国民年金保険料を納付したことを話していた。領収書は無いが、父が保険料を納付していたと思うので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには国民年金に加入しなければならないところ、申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間①及び②に係る加入記録は記載されておらず、その記載内容に不自然な点は見当たらない上、申立人が所持している年金手帳においても、申立期間①及び②に係る加入記録は記載されていないことから、申立期間①及び②については国民年金に未加入であるため保険料を納付できない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、その父親から、二冊の年金手帳を一冊にまとめたこと、及び納付していなかった保険料を納付したことを聞いたと申述しているところ、申立人が所持する年金手帳により、重複した年金手帳を一冊にまとめたことがうかがえる上、申立人が所持する納付書・領収証書により、保険料の申請免除を受けていた昭和58年2月及び同年3月の保険料が追納されていることが確認でき、申立人の申述と一致していることから、

行政側の年金記録に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 5 月 21 日まで

A社B所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 38 万円とされているが、実際の報酬月額よりも低額となっている。申立期間について標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、A連合健康保険組合から提出された申立人に係る標準報酬月額証明書及びA企業年金基金から提出された申立人に係る加入者記録票によると、申立期間に係る標準報酬月額は 38 万円と記録されていることが確認できる上、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（38 万円）と一致しており、同給与明細書の厚生年金保険料控除額についても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わな

い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月18日から34年3月10日頃まで
A社B営業所に昭和32年11月18日から34年3月10日頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
勤務していた当時の日記を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA社B営業所に勤務していたことは、申立人から提出された日記及び名刺により推認できる。

しかしながら、申立人は「C職の仕事をしていた。」と申述しているところ、申立人と同時期にA社B営業所に勤務していた同僚は「私は、C職からD職に仕事内容が変わったことにより、厚生年金保険に加入した。」と証言しており、また、別の営業所に勤務していた複数の従業員も、当時、C職は完全歩合制であり、厚生年金保険に加入していなかった旨の証言をしていることから、同社は、申立期間当時、C職の者については、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、「昭和26年2月1日適用は、当時のD職の者のみ。C職は、35年4月より適用される。」と記載されていることが確認できる。

さらに、前述の名簿によると、申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と比較して著しく低額となっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から振り込まれた給与額が印字された申立期間当時の銀行預金通帳を基に、標準報酬月額が低額である旨を申し立てているが、当該通帳の記録からは厚生年金保険料控除額がうかがえない上、同社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当該事業所は「申立人のようなC職の社員の給与は歩合制となっていることから、社会保険事務所（当時）に対しては社内の平均的歩合給を基にして標準報酬月額を届け出ているが、勤務成績によって給与月額が届出された標準報酬月額を大幅に超えることも少なくない。」、「また、標準報酬月額算定の基礎には本来算入しない勤務に係る活動に要した諸々の経費について、翌月給与に加算して支給していることから、毎月の給与月額は表面的には高額となっていると思われる。」と回答している。

さらに、申立人と同じくC職として当該事業所に勤務し、回答が得られ

た同僚の一人は「自分の標準報酬月額も実際の給与額とは大幅に相違しているが、歩合給の部分が大きかったことと、勤務に係る経費が含まれていたことだと理解している。」と証言している。

加えて、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、標準報酬月額について遡って訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 10 月 16 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 33 年 10 月 16 日）から約 2 か月後の昭和 33 年 12 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、昭和 49 年 7 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 1 日から 30 年 4 月 18 日まで
年金事務所に記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和 30 年 5 月 13 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所の社会保険事務担当者は「退職する女性従業員には、当事業所において、脱退手当金の請求手続を行い、本人に現金で渡していた。」と証言していることを踏まえると、申立人においても、事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

また、申立人の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 30 年 4 月 18 日）から約 1 か月後に支給決定されており、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。